

令和元年9月17日

公益社団法人

宮城県トラック協会会長 須藤 弘三 殿

宮城県警察本部

交通部長 佐藤 宏樹



信号機のない横断歩道における歩行者優先を徹底するための取組について（御依頼）

平素より、警察行政各般にわたり御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

さて、県警察では、このところ、信号機のない横断歩道における歩行者優先等を徹底するための交通指導取締りや街頭活動を強化しております。

これは、車両対歩行者の交通事故の約6割が道路横断中に発生していること、信号機のない横断歩道における交通事故は、横断歩道手前における車両の減速が不十分であるために発生していること等の事故実態を踏まえ、横断歩道での歩行者事故防止を図る目的で取り組んでいるものです。

貴協会におかれましても、本取組の趣旨について参加会員に周知していただき、横断歩道手前での減速や横断歩道における歩行者優先などを励行するよう御指導をいただき、一般ドライバーの模範となる運転を引き続き実践していただきますようお願い申し上げます。

また、秋口から年末にかけては、日没時刻の早まりにより、薄暮時間帯における横断歩行者事故の増加が懸念されますことから、県警察では、同薄暮時間帯の交通事故を防止するため、ドライバーの皆様方へ「薄暮時間帯の早めのヘッドライト点灯」と「こまめな切り替えによるハイビームの有効活用」を広く呼び掛けておりますので、このことにつきましても、傘下会員の皆様に周知をいただき、薄暮時間帯の交通事故防止にも万全を期されますよう、重ねてお願い申し上げます。

業務御多忙の折、誠に恐縮ではございますが、何卒、御理解御協力賜りますようお願い申し上げます。

本件担当

宮城県警察本部交通部交通企画課安全係

電話 022-221-7171（内線5032, 5033）

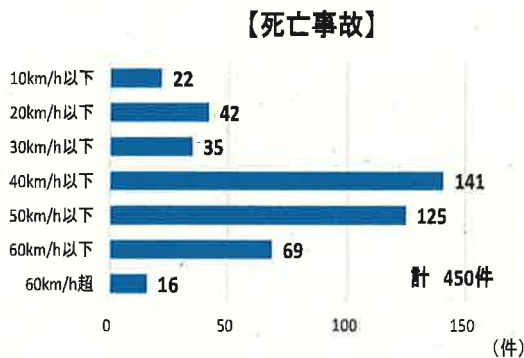


【横断歩道等における歩行者等の優先】（道路交通法第38条関係）

- 車両等は、横断歩道等に接近する場合は、当該横断歩道等の直前で停止できる速度で進行しなければならない（歩行者等がないことが明らかな場合を除く）。
- 進路前方の横断歩道等を横断し、又は横断しようとする歩行者等があるときは、当該横断歩道等の直前で一時停止し、かつ、その通行を妨げないようにしなければならない。

○ 信号機のない横断歩道における自動車の危険認知速度別歩行者の事故件数（平成26～30年）

- 信号機のない横断歩道における死亡事故では、車両側の横断歩道手前での減速が不十分



○ 「自動車対歩行者」の事故類型別死亡事故件数（平成26～30年）

- 事故類型別では、横断中が約7割を占めている。

